

# 労災保険制度における積立金について

## 1 労災年金の概要

労災保険には、労災事故に遭われた方やそのご遺族に対して、年金を支給する制度があります。

平成21年度には、約23万3千人の受給者の方々に、総額約4,500億円、1人当たり平均で年額約200万円の年金を支給しました。

労災保険では、将来にわたって確実に年金を支給するため、事業主の方々に納めていただく保険料から必要額を積み立て、年金の原資として保有しています(これを「責任準備金」といいます)。

## 2 労災保険の積立金の考え方

- (1) 労災保険の年金は、労働災害により障害が残った方、亡くなった方等のご遺族の生活を支えるため、将来にわたって年金を確実に支給する必要があり、その費用は、積立金(責任準備金)で賄っています。
- (2) 労働災害に伴う補償の責任は、事故が発生した業種の事業主集団が負うべきであるという考え方から、年金を支給するための費用は、事故が発生した時点において、将来の支給に必要な分も含めて全額徴収し、これを積立金(責任準備金)として積み立てています。
- (3) 業種別の労災保険率については、年金の支給実績と(2)の考え方に基づき、過不足が生じないように設定しており、原則として3年ごとに改定しています(直近の改定は平成21年度)。
- (4) 年金を支給するために積立金(責任準備金)を保有するには、次の利点があります。
  - ・ 災害と関係のない業種、世代の事業主集団に負担をしわ寄せせず済むことにより、業種間及び世代間の保険料負担の公平が図られます。
  - ・ 労働災害の減少が保険料負担の減少につながり、事業主の災害防止努力を促します。

## 3 必要な積立金の算定方法

将来にわたって年金を支給するために必要な積立金の額は、次のように算定します。

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表<sup>※1</sup>を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計
- (2) 1人当たりの年間の年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について1人当たりの年金額を推計  
賃金上昇率:年1%と仮定
- (3) (1)の人数と(2)の金額を掛けることにより、次年度以降の各年度について年金支給額を算定
- (4) (3)で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計  
運用利回り:年2%と仮定
- (5) 7つの区分<sup>※2</sup>ごとに(1)~(4)の計算を行い、合計した金額が「必要な積立金」

### ※1 残存表

年金の受給を開始した人々が、経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表。  
詳しくは、「残存表の見方と年金受給者数の将来推計(297KB)」をご参照ください。

### ※2 算定上の年金の区分

[1]傷病(補償)年金・じん肺 [2]傷病(補償)年金・せき損 [3]傷病(補償)年金・その他 [4]障害(補償)年金(1~3級)  
[5]障害(補償)年金(4~7級) [6]遺族(補償)年金 [7]特別遺族年金

この方法で平成21年度末における必要な積立金を算定すると、8兆1,249億円になります。

詳しくは、「労災保険における必要な積立金の算定方法(343KB)」をご参照ください。  
責任準備金については、貸借対照表の責任準備金欄(87KB)をご参照ください。

照会先:厚生労働省労働基準局  
労災補償部労災管理課  
労災保険財政数理室  
電話 03-5253-1111(内線 5454、5455)